

一般社団法人京都経済同友会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人京都経済同友会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、京都市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、日本経済の進歩と成長に寄与するとともに、地域経済の振興発展に貢献することを目的とし、それに資する経済人のあり方を探求する。併せて会員相互の啓発向上と親睦を図るものとする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために京都において次の事業を行う。

- (1) 経済・社会問題に関する資料収集、調査・研究と、それらの問題についての審議、建議、政策実現に向けた関係者との議論、並びに政策実現のための事業支援
- (2) 本会の事業に関する一般向け広報活動
- (3) 国内外の経済界、経済団体等との交流及び協力
- (4) 会員相互の啓発向上と親睦を図るための事業
- (5) その他前各号に附随し、本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種類及び資格)

第6条 本会の目的達成に賛同する京都府域で経済活動を行っている経済人で、正会員2名以上の推薦を受け、総会が別に定める入退会規程に基づく手続きを経て、理事会の承認を得た者を正会員とする。これをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。

(会 費)

第7条 正会員は入会金及び会費を納めなければならない。

- 2 入会金及び会費の額並びに徴収方法は、総会の議決によりこれを定める。

(退 会)

第8条 正会員は、総会が別に定める入退会規程に基づく手続きを経て、理事会の承認

を得ることにより、退会することができる。

- 2 本会の正会員として品位に欠ける行為があったと認められるときは、理事会の議決により、退会を勧告することができる。

(除名)

第9条 正会員が本会の名誉を毀損したとき、または本会の目的に反する行為をしたときは総会において、全正会員の3分の2以上に相当する多数の議決をもって、これを除名することができる。

(正会員資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、正会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務が当該年度中に履行されなかったとき。
- (2) 当該正会員が死亡したとき
- (3) 所属企業・団体が破産ないしそれに準ずる状態となったとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された正会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

(準会員及び会友)

第12条 本会に準会員を置くことができる。その資格及び運営については理事会において別に定める。

- 2 本会に会友を置くことができる。会友は永年にわたり本会の活動に参画し、役員として功績があり、退会後幹事会の承認を得た者とする。
- 3 準会員及び会友は第6条に規定する正会員を兼ねることができない。

第3章 役員等

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち1名又は2名を代表理事とする。代表理事は、本会では代表幹事となる。

3 理事のうち5名以内を副代表幹事とすることができる。

4 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 代表理事（代表幹事）は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副代表幹事は代表理事（代表幹事）を補佐する。

3 代表理事は毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

4 監事は次の職務を行う。

- (1) 代表理事、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成し、これを総会及び理事会に報告すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に関わる計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 代表理事、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 代表理事、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定められたものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- (7) 代表理事、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その当該役員に対し、その行為をやめさせることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第15条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
 - 4 役員再任はこれを妨げない。ただし、代表理事任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までを原則とする。

(役員選任)

- 第16条 役員は、正会員のなかから総会において選任する。但し代表理事は、総会で選任された理事で構成する理事会において、理事のなかから選任されるものとする。選任方法については総会において別に定める役員選任規程による。

(役員解任)

- 第17条 役員は総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については全正会員の3分の2以上に相当する多数の議決によらなければならない。

(欠員の補充)

第18条 役員に欠員が生じたときは総会において後任者を選任することができる。

(役員報酬)

第19条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は総会において定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

(役員取引制限)

第20条 役員が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に即する取引
- (2) 自己または第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会が役員債務を保証すること
- (4) 役員とそれ以外の者との間における利害が相反するような本会との取引

(常任幹事)

第21条 本会に、常任幹事を置く。常任幹事はこの定款及び総会の議決に基づき理事会に対して本会の業務執行に関する建議を行う。

- 2 常任幹事は10名以上30名以内とする。
- 3 常任幹事は正会員のなかから理事会が選任する。選任方法は理事会の議決により別に定める。
- 4 常任幹事は理事会の議決によって解任されることがある。

(幹事)

第22条 本会に、幹事を置く。幹事は、この定款及び総会の議決に基づき業務執行に関する協議を行う。

- 2 幹事は80名以上100名以内とする。
- 3 幹事は正会員のなかから理事会が選任する。選任方法は理事会の議決により別に定める。
- 4 幹事は理事会の議決によって解任されることがある。

(特別幹事)

第23条 代表理事（代表幹事）であった者及び本会の発展に特に貢献があり、理事会の承認を得た者は、特別幹事として第22条に定める定数にかかわらず、任期の定めのない幹事となる。

(顧問、相談役及び参与)

第24条 本会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。その選任及び任期設定は理事会で行う。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の求めに応じて意見を述べる任を負う。

第4章 総 会

(構 成)

第25条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、また通常総会をもって定時社員総会とする。

(権 能)

第26条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める次の事項を議決する。

- (1) 役員の選任または解任
- (2) 役員の報酬を定める規程
- (3) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにそれらの付属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 正会員の除名
- (6) 本会の解散及び残余財産処分の方法
- (7) その他本会運営に関する基本的事項

(開 催)

第27条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、全正会員の10分の1以上が会議の目的事項を示し請求したとき、又は理事会が必要と認めたとき開催する。

(招 集)

第28条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の2週間前までに文書をもって通知するものとする。

(議 長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のなかから選任する。

(議決権)

第30条 正会員は、各1個の議決権を有する。

- 2 正会員は、議決権の行使を正会員以外の者に委任することはできない。

(決 議)

第31条 総会は、全正会員の過半数が出席し、その出席者の過半数の同意をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は全正会員の3分の2以上に相当する多数の議決によらなければならない。
 - (1) 正会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第32条 総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席者のなかからその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第34条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権能)

第35条 理事会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に別に規定するもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所及び附議すべき事項の決定
- (2) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- (3) 事業報告書及び計算書類等の承認
- (4) 規程・規則の制定、改廃
- (5) その他総会の議決を要しない会務に関する決定
- (6) 代表理事、並びに副代表幹事の選任及び解任
- (7) 事務局長の任命及び解任についての承認
- (8) 代表理事、理事の各職務状況の監督
- (9) 幹事の選任及び解任
- (10) 正会員の入会及び退会の承認

(招集)

第36条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は事故あるときは各理事が理事会を招集することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第40条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告についてはこの限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会議に出席した代表理事及び監事が記名押印しなければならない。

第6章 監事会

(構 成)

第42条 本会に監事会を置く。

2 監事会はすべての監事をもって構成する。

(権 能)

第43条 監事会は第14条に定められた職務を遂行するに当たり必要に応じて開催する。

(招集及び運営)

第44条 監事会の招集及び運営は全監事によって定める監事会運営規程によるものとする。

(議事録)

第45条 監事会の議事については、監事会の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第7章 常任幹事会

(目的及び構成)

第46条 本会は理事会に対して業務執行に関する建議を行うため常任幹事会を置く。

2 常任幹事会の構成、召集及び運営に関して必要な事項は理事会において別に定める常任幹事会運営規程による。

第8章 幹事会

(目的及び構成)

第47条 本会は業務執行に関する協議を行うため幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成、招集及び運営に関して必要な事項は理事会において別に定める幹事会運営規程による。

第9章 部会及び委員会等

(部会及び委員会等)

第48条 本会が事業を行うに当たり、必要な事項について調査、資料収集、研究を進めるために専門の部会及び委員会等を設けることができる。

- 2 設置する部会及び委員会等と、それらの構成及び運営に関して必要な事項は理事会において定める。
- 3 部会及び委員会等の委員は、正会員及び学識経験者をもってこれに当てる。

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第49条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産
 - (2) 特定資産
 - (3) その他資産
- 2 前項第1号の基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な資産として、理事会で定めたものとする。
 - 3 第1項第2号の特定資産は、本会の目的である事業を行うため、将来的に必要な資金を積み立て、確保するもので、その使途目的及び積立限度額について理事会において明確にしなければならない。

(資産の管理)

第50条 資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

- 2 特定資産は使途目的である支出以外には取り崩すことができない。
- 3 特定資産を取り崩すには理事会の議を経て総会の同意を得るものとする。

(経費の支弁)

第51条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第52条 本会の収支予算は、年度開始前に理事会において予算案を作成、決議し、総会に報告しなければならない。

- 2 年度の途中において予算の追加又は予算の修正を必要とする場合は、理事会において追加予算案又は修正予算案を作成しなければならない。
- 3 本会の収支決算は、年度終了後2ヶ月以内に、次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- 4 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号から第5号の書類については通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を得なければならない。
- 5 第1項にかかる書類については、本会事務所に年度が終了するまでの期間、備え置くものとする。
- 6 第3項にかかる書類については、監査報告書、定款、正会員名簿とともに、本会事務所に5年間備え置くものとする。

(経理に関する事項)

第53条 この定款に定める場合のほか、経理に関して必要な事項は理事会において別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款を変更するには、総会において、全正会員の3分の2以上に相当する多数の同意を得なければならない。

(解散事由)

第55条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会における解散決議
- (2) 破産
- (3) 正会員の欠亡
- (4) その他法令で定める事項

(解散の決議)

第56条 総会の議決に基づいて解散をする場合は、それを構成する者の過半数が出席し、全正会員の3分の2以上に相当する多数の議決を得なければならない。

(残余財産の分配)

第57条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は剰余金の分配を行うことができない。

第12章 事務局

(事務局)

第58条 本会の日常事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び所要の事務局職員をもって構成する。
- 3 事務局長は、事務局を統轄する。
- 4 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任命する。
- 5 事務局及び事務局職員に関して必要な事項は理事会において別に定める。

第13章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報の保護)

第60条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第14章 公 告

(公告の方法)

第61条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により電子公告ができない場合は京都府において発行される京都新聞により行う。

第15章 雑 則

(委 任)

第62条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(不測への対応)

第63条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

附 則

1. この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は田邊親男、長谷幹雄とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立登記を行ったときは、第5条の規

定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。